

こども子育て応援センター運営委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人川谷福祉会こども子育て応援センター（以下こども子育て応援センターと呼ぶ）の適正な運営を図るために設置されたこども子育て応援センター運営委員会（以下運営委員会と呼ぶ）に関する必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 運営委員会は、こども子育て応援センター基本理念及び目標に基づいての運営が円滑になされたための協議を行う。

(設置場所)

第3条 運営委員会の設置場所は、次の通りとする。

福島県西白河郡西郷村真船芝原530-1 こども子育て応援センター内

(事務掌握)

第4条 運営委員会は、社会福祉法人川谷福祉会理事会が指定する者（以下指定管理者と呼ぶ）の諮問に応じ、こども子育て応援センターの運営に関する次に掲げる事項を審議する。

- (1) こども子育て応援センターの運営計画に関すること。
- (2) こども子育て応援センター内の設備に関すること。
- (3) その他必要と認めること。

(委員会構成)

第5条 運営委員会は、委員8名以内をもって組織する。

2 運営委員会委員は、次に掲げる者のうちから指定管理者が委嘱する。

- (1) 利用児童の保護者代表若干名
- (2) 地域代表1名
- (3) 学識経験者若干名
- (4) 川谷福祉会代表1名
- (5) 川谷保育園代表1名

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、1年とする。但し、再任は妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会組織)

第7条 運営委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

(委員長及び副委員長の職務)

第8条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議の開催)

第9条 運営委員会の開催は、原則として年2回とする。

2 その他委員長が必要と認めたときは、召集することができる。

(会議)

第10条 運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開催することができない。

2 委員長は、会議の議長となり、議事を運営する。

(補足)

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、委員会で協議の上、定める。

附則 この規程は、2008年5月22日から施行する。